

会 議 録

■会議の名称

令和6年度第1回東南村山地域福祉有償運送運営協議会

■日時

令和6年9月9日(月) 13:30～15:00

■開催方法

参集型と ZOOM 会議(山形市事務局:山形市役所10階1001会議室)

■出席者

○構成員【8名】

山形市長寿支援課 阿部構成員(協議会会長)、上山市健康推進課 漆山(徹)構成員(協議会副会長)、山形運輸支局 角張構成員、山形市社会福祉協議会 漆山(弘)構成員、山形県ハイヤー協会代理 山家構成員、山形地区ハイヤー協議会 寒河江構成員、山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会 齋藤構成員、山辺町健康福祉課 代理 安達構成員、中山町健康福祉課 渡部構成員

○申請団体【3名】

特定非営利活動法人マーガレット移動サービス 山田 のぶ氏
特定非営利活動法人すみれ会 戸内 彩子氏
特定非営利活動法人虹のネットワーク 吉田 善弘氏

○事務局【7名】

山形市長寿支援課:鈴木係長、山口主任、尾関主事
上山市健康推進課:佐々木主幹
天童市社会福祉課:茂木課長補佐

○欠席者【構成員7名】

■会 議(司会:山形市長寿支援課 鈴木)

1 開 会

定刻午後1時30分に開会

2 自己紹介

3 議長選出

運営協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき会長が議長となり議事を進行。
構成員15名中、出席者8名、欠席7名で要綱第7条第2項の規定に基づき過半数の出席があることから運営協議会が成立することを確認。

4 報 告

事務局より、(1)(2)(3)あわせて報告

(1)福祉有償運送の登録状況等について

資料1に基づき、説明。

(2)運送主体の状況について

資料2に基づき、説明。

(3)新規利用申請者の状況について

資料3に基づき、説明。

議長：ただ今の報告について、ご質問はありますでしょうか。

→特になし

5 協議

(1)協議会設置要綱改正に向けた協議

資料4に基づき、山形県ハイヤー・タクシー協会の解散に伴い、構成員から削除することについて説明。

議長：ただ今の説明について、ご質問はありますでしょうか。

→特になし

(2)福祉有償運送の必要性について

資料5 資料5参考資料に基づき、説明。

議長：ただ今の説明について、ご質問はありますでしょうか。

《質疑等》

山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会（以下、「実施団体連絡協議会」）：

平成18年10月から福祉有償運送という制度ができて、18年経つ。移動困難者への支援について、国土交通省の動きとして、規制緩和されてきている。これまで福祉有償運送の必要性について、山辺町・中山町・天童市では、利用者が1人いるから必要であると以前言っていたが、利用者になりうる人はたくさんいると思う。福祉有償運送を含めた色んな支援について、地域との話し合いや相談を聞いていると山形市しか来ないが山形市では、バス路線が片道しかない所やバス路線がない所もあり、その地区すべての人が移動困難者となる。資料5参考資料を見ると、全域ではなく地域での交通課題に対する取組は、山形市の取組しか見えてこない。ここでお聞きしたいのは、2つ。①今後の移動支援についての各市町の取組・展望②国土交通省からの通知で、福祉有償運送運営協議会が地域公共交通会議に包括される通知があったが、東南村山地域福祉有償運送運営協議会は今後どうなるのか。ということについてお聞きしたい。

上山市：上山市でもバス路線については、減少している状況にあり、今後さらなる移動困難者が増えていくことが予想される。上山市では、様々な移動支援の取組を行っているところだが、福祉有償運送はその1つとして考えており、今後さらに福祉有償運送の必要性はあると感じている。

中山町：中山町では、スマイルグリーン号や町営バスの取組を行っている。また資料5参考資料にはないがバスよりもタクシーの方が好まれることから、新たにタクシーのワンコインでの移動支援の取組を行っている。現時点では、ご自分で運転をするから支援を必要としない方もいるが、今後2040年に移動困難者が増えることに向けた取組を行っている。

議長：実際にタクシーを運営している、山形地区ハイヤー協議会さんは、どう感じておりますか。

山形地区ハイヤー協議会：運転手不足がある。また、バスやタクシーの需要について波があるのが現状。移動に関するニーズは増えていくので、福祉有償運送も必要であると思うが、タクシー事業者も福祉有償運送もウィンウィンになるようなやり方でないとタクシー会社は対応できなくなる。例えば、滝平地区から山辺のおーばんまでの距離であれば、タクシーでは効率性が落ちて、使った分だけ支払うタクシーでは難しいので福祉有償運送を利用するとか。公共交通と福祉有償運送が連携して対応していくことが必要で、公共交通と福祉有償運送を含めた一緒にの議論をお願いしたい。

議長：山形県ハイヤー協会さんは、どうでしょうか。

山形県ハイヤー協会：特に夜間の人手が足りない。人件費分の需要が見込めないと車は出せない。

議長：ありがとうございます。福祉有償運送運営協議会が地域公共交通会議に包括されることについて、運輸支局さんからご助言・アドバイスはあるでしょうか。

山形運輸支局：包括的に福祉有償運送運営協議会を地域公共交通会議に1本化することは可能。しかし、地域公共交通会議は、市町村ごとに開催されているのに対して、この東南村山地域福祉有償運送運営協議会は、複数の市町村で開催されている。運営協議会を、複数の市町村で行い、広域的な協議するのも有効であると思う。

議長：この運営協議会については、公共交通の部分と福祉が連携して行うことが必要でありますので、公共交通と連携しながらまた構成員の皆様の意見を聞きながら、今後も福祉有償運送の必要性については話し合っていきたいと思います。

(3)更新申請団体の条件適合に係る協議

団体：特定非営利活動法人 マーガレット移動サービス

資料6に基づき、説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

(4)運送の対価の変更について

団体：特定非営利活動法人 すみれ会

資料7に基づき、すみれ会より説明。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

団体：特定営利活動法人 虹のネットワーク

資料8に基づき、虹のネットワークより説明。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

《質疑等》

実施団体連絡協議会：タクシー料金の8割の範囲内までよいということになったが、どの団体も料金を上

げてしまうと利用者の負担が増えることになる。岡山県や神奈川県などでは、福祉有償運送団体に対して助成・支援を行っている。山形県においても安易に、利用者に負担を求めるのではなくて、そういった支援についてぜひ検討していただきたい。

議長：活用できる補助・支援等あれば、運送団体に共有していきたい。その他、申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

6 その他

(1)福祉有償運送団体へのアンケートについて

資料9に基づき、運送団体向けのアンケートを実施予定であることを説明。

議長：ただ今の説明について、ご意見やご質問はありますか。

→特になし。

議長：その他、福祉有償運送に関してのご意見やご質問はありますか。

《質疑等》

山形運輸支局：協議会の設置要綱について、構成員の名称表記を統一してはどうか。

事務局：名称が統一となるように、修正いたします。

(2)次回運営協議会の開催について

事務局：次回の協議会については、令和7年1月28日(火)を予定しております。その他、書面での開催も含め、新規申請に応じて随時開催を考えております。開催する際はご参加よろしく願いいたします。

7 閉 会

午後3時00分に閉会